JTB グループ OB・OG 会　関東支部会則

設立：１９５２年6月 11 日
改定：２０１１年6月 3 日
改定：２０１４年6月 5 日
改定：２０１７年6月１日
改定：２０１８年6月１日
改定：２０１９年6月 4 日
改定：２０２０年6月 2 日
改定：２０２２年6月１日

（総　則）

第1条　この会は、JTB グループ OB・ＯＧ会関東支部と称する。
この支部会則は、BOB 会本部会則（以下「本部会則」と言う）第２２条の定めにより、関東支部（以下｢支部｣と言う）内の事項を定める。

（活　動）

第２条　「支部」は、BOB 会の目的を達成する為の支部事業として、次の活動を行う。

（１）　情報類の送達
（２）　「支部だより」の発行
（３）　地区倶楽部活動の推進
（４）　同好会活動の推進
（５）　親睦旅行の実施
（６）　支部主催、その他行事の実施
（７）　お客様紹介運動の推進およびＪＴＢグループの事業に対する協力
（８）　弔慰の表意

２．前項第３号の地区倶楽部は次の通り。

（１）　東京２３（にいさん）倶楽部
（２）　湘南倶楽部
（３）　さきたま倶楽部
（４）　京葉倶楽部
（５）　武蔵野倶楽部
（６）　常磐倶楽部
（７）　にいがた倶楽部
（８）　北関東倶楽部
（９）　なんたい倶楽部
（１０）　ときわ路倶楽部

３．１項４号の同好会については別に定める内規による。

（「支部」事務局）

第３条　「支部」の事務局は、東京都台東区に置く。

所在地　〒110-0005　　東京都台東区上野 1-10-12

（会　計）

第４条　「支部」は、支部会則第２条の支部活動に基づいて、事業収支予算を編成のうえ、これを執行、決算を行う。

２．会計年度は毎年４月１日にはじまり翌年３月 31 日までとする。

（総　会）

第５条　「支部」は、原則として毎年１回、支部会員の総会（以下「総会」と言う）を開催する。

２．前項の定めのほか、支部会則第７条の支部役員の過半数が必要と認めた時、又は、支部会員総数の４分の１以上の会員から請求があった時は、臨時の「総会」を開催することができる。但し、会員の過半数（委任状を含む）の出席が無ければ成立しない。

３．「総会」の議長は、第８条に定める支部長がこれを勤める。

（総会付議事項・表決権）

第６条　「総会」には次の事項を付議する。

（１）　運営計画および収支予算

（２）　活動報告及び決算報告

（３）　会則の変更

（４）　その他重要な事項

２．総会における会員の表決権は本部会則第１２条の３を準用する。

（役　員）

第７条　「支部」は、次の役員を置く。

（１）　理　事　　若干名

（２）　監　事　　２名

（役員の選出及び任期）

第８条　「支部」の役員は、「総会」で会員の中から選出し、理事の互選により理事の内１名を支部長とするほか、必要により副支部長を置く。

２．　役員の任期は、２箇年とする。但し、重任を妨げない。

３．　任期途中において役員に欠員を生じた場合は、理事会の決議によりこれを補充することができる。この場合、直近に開催される総会において追認を得るものとし、その任期は、前任者の残存期間とする。

（理事会）

第９条 支部会則第２条の支部活動に関して、支部内における会務の円滑な遂行を図るため、定期的および必要に応じて開催する。

２．第１３条の支部連絡担当者を交えた拡大理事会を、年２回程度開催する。

（理事の担務）

第１０条　理事は、次の区分で会務を担当する。

（１）　総務担当・・・総会・会議の運営と招請

（２）　経理担当・・・予算・決算ならびに会計全般

（３）　支部だより担当・・・支部だよりの編集・企画・制作

（４）　ホームページ担当・・・ホームページの更新と管理

（５）　親睦担当・・・新年会・忘年懇親会などの開催企画、地区倶楽部及び同好会活動の支援、支部連絡担当者会議・同好会代表者会議の開催、行事予定の集約・報告

（６）　お客様紹介運動担当・・・お客様紹介運動の推進、ＪＴＢからの実績報告の集約と理事会への報告

（７）　作品展担当・・・作品展の企画・運営

（支部役員の役割）

第１１条　支部長は、「支部」を代表し、会務を統括する。また、本部理事として本部理事会に出席し、重要事項を審議する。

２．副支部長及び理事は、支部長を補佐し、支部会則第１４条に定める幹事と協同して支部内の担当する会務を実務処理に当たるほか、理事会で議題を審議する。

（監事の役割）

第１２条　監事は、「支部」の事業収支の状況を監査し、その結果を理事会及び「総会」に報告する。

２．監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

（支部連絡担当者）

第１３条　支部との連絡窓口として、地区倶楽部に支部連絡担当者を設ける。支部連絡担当者は倶楽部活動内容・会計等の支部への報告、運営資金の受け渡し等を行う。

（顧　問）

第１４条　「支部」は、顧問を置く。

２．顧問は、株式会社ＪＴＢと協議の上決定し、委嘱する。

（幹　事）

第１５条　支部に幹事を置き、支部役員と協同して支部会務の実務処理にあたる。

２．幹事は、株式会社ＪＴＢ人事部人事チーム人事担当マネージャーに委嘱する。この場合、必要により幹事の代理を指名することができる。

(費　用)

第１６条　支部役員は無給とする。ただし、役員の会務処理に要する実費は支給することができる。

２．総会・忘年懇親会・新年会・地区倶楽部・同好会などの行事に参加するときは、会員と同額の参加費を自己負担とする

（支部の本部報告）

第１７条　「支部」は次に揚げる取扱について理事会で決議し、これを本部に報告する。

（１）　本部会則第５条及び同３項に定める入会の取扱

（２）　本部会則第１０条２項に定める会費免除の取扱

（３）　本部会則第１１条の２に定める休会の取扱

（４）　その他「支部」として必要と認める取扱

（会員資格 喪失の確認）

第１８条　本部会則第５条に定める、入会資格の要件を満たさない者の入会については、次の各号に該当するとき、支部理事会の決議を得て会員とすることができる。

（１）　ＯＢ会の目的である「会員相互の親睦と福祉向上、並びにＪＴＢグループの事業に対する協力」が期待できること

（２）　会員の推薦があること

（３）　一定期間(５年程度)以上、ＪＴＢグループに在籍していたこと

２．「支部」は、本部会則第１１条に定める会員の資格喪失に該当する者が生じた場合には、理事会は事情調査の上、本人の意思を確認し、本部に報告する。

（会員署名の集約）

第１９条　「支部」は、会員から本部の臨時総会の開催請求がある時には、理事会において必要な会員の署名を集約し、これを本部に報告する。

（その他）

第２０条　この支部会則に定めない事項は、理事会において決定する。

付　則

この改定された会則は 2022 年 6 月 1 日より適用する。